

介護長寿課からのお知らせ

介護保険負担割合証について

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月中旬～下旬に郵送しますので、負担割合証が届いたら内容を確認してください。本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

介護保険負担限度額認定証更新のお知らせ

現在お持ちの負担限度額認定証（オレンジ色）は令和元年7月31日が有効期限となっております。更新の手続きが必要となりますので、**令和元年8月30日まで**にお願いします。

更新の受付期間

令和元年8月1日（木）～令和元8月30日（金）
午前8時30分～午後5時15分（※正午～午後1時を除く）

【持ってくるもの】

- 1 本人の負担限度額認定証、介護保険証、負担割合証のいずれか
 - 2 申請に来る方の本人確認ができるもの（免許証など）
 - 3 本人、配偶者、申請者の印鑑（スタンプ式は不可）
 - 4 本人、配偶者のマイナンバーが確認できるもの
 - 5 本人、配偶者の預貯金等が確認できる書類（預金通帳口座残高の写し等）
 - ①銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている面
 - ②直近2ヵ月以内の最終残高が記載されている面
- ※複数の通帳をお持ちの場合は、全ての通帳の写しが必要

- ★6 生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書（生活保護受給者は預金通帳の写しは不要）
 - ★7 住所地特例の方は本人・配偶者の令和元年度所得証明書（または本人・配偶者のマイナンバー確認ができるもの）
- ★は対象の方のみご持参ください。

※介護長寿課でのコピーはできませんので、提出書類は事前にご準備をお願いします。

【お問合わせ】石垣市介護長寿課 給付認定係 ☎0980-87-6022

現況届・所得状況届についてのお知らせ

●児童扶養手当 ●母子父子医療費助成 ●特別児童扶養手当

上記手当の受給者の皆様は、毎年期間内に「現況届」又は「所得状況届」を提出しなければなりません。この届出がない場合、**11月**（特別児童扶養手当は**8月**）以降の手当の支給や医療費の助成が受けられなくなります。受給者の皆様には7月下旬に通知を郵送しますので、内容をよくご確認ください、必ず必要書類を揃えてご来庁ください。※「一部支給停止適用除外申請」の対象となっている方は、現況届と併せて必要書類の提出を行ってください。

受付期間（休日は除く）

児童扶養手当・母子父子医療費助成
8月1日（木）～8月30日（金）
特別児童扶養手当
8月9日（金）～9月11日（水）

受付時間

午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分
※届出には時間を要します。余裕をもってお越しください。

休日受付・時間外受付

8月16日（金）午後5時15分～午後7時30分
8月18日（日）午前8時30分～午後4時30分
8月29日（木）午後5時15分～午後7時30分
※現況届を提出するには、税の申告を済ませている必要があります。休日・時間外受付の際は税の申告はできませんので、未申告の方は事前に申告をお済ませください。

受け付け場所・お問合せ

石垣市子ども家庭課 ☎：87-0771

住所、氏名、年齢等をご確認ください。

利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。